

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成26年7月10日（木）午後3時00分から開催された第27回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

青島伸雄，伊東幸宏，小長谷洋，下山晃司，鈴木敏弘，内藤孝二，中山祥乃，林道晴，水野朋，村山浩昭，安岡元彦，渡邊良子（五十音順，敬称略）

議事

1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

2 自己紹介

3 委員長の選任

互選により，伊東幸宏委員が委員長に選任された。

4 委員長代理の指名

伊東委員長の指名により，林委員が委員長代理とされた。

5 簡裁民事手続について

(1) 簡裁民事手続についての説明

山本正幸氏から「弁護士による簡裁民事手続の利用（民事調停を中心として）」及び「自治会ホームローヤー制度」について，白鳥孝子氏から「消費生活相談傾向にみる消費者問題」について，山口博静岡簡易裁判所判事から「簡裁民事手続」及び「民事調停の機能強化」について説明を受けた。

(2) 意見交換（○：委員 △：説明者）

○ 簡易裁判所の民事調停の機能強化の取組は全国的なものか。

△ 考え方は全国的なものだが，運用については各庁の実情に応じたものとなっている。

○ ホームローヤー制度の利用者としては，どのような年代の方が多いのか。

△ 資料が手元にないので，今後調査する。

○ ホームローヤー制度では自治会に弁護士を割り当てた後，その下へおろす活動としては，どのようなことをされているのか。

△ ホームローヤー制度をどのようにPRしていくかという点は今後の課題である。

各自治会の担当弁護士が自治会長に連絡して，町内会の寄合に行って説明するといった活動や，寄合に行くことが難しい場合には，電話で自治会長に挨拶をするといった活動をしていくことを考えていると聞いている。

自治会毎に対応が異なる部分もあるので，自治会にきめ細やかな説明をしていくことが必要であると考えている。

○ 消費生活センターではどのような場面で弁護士への相談をすることとなるのか。

△ 消費生活センターではさまざまな相談を受けているが，金額が高額なケースであるとか，法律の根拠が明確なケース，仲介，あっせんといった対応では同意を取り

付けられないというケースでは弁護士に相談することとなる。一方で、敷金返還トラブルでは、国交省のガイドラインをもとに自分での交渉することや少額訴訟を勧めるということもある。その他、専門性の高いトラブルについては、建築士や弁護士といった調停委員の備わっている業界団体のADRを御案内することもある。

○ ホームローヤー制度を利用した相談があったが、相談だけでは難しいと感じた場合に次のステップはどのように展開していくのか。

△ 紛争解決を目指して、受任をした方がいいと思われる場合には、担当弁護士の受任につなげることを前提として活動している。また受任が難しい場合にも他の弁護士を紹介するなどしている。ただし、相談金額が少額の場合には少額訴訟を勧めるなど、コストとのバランスを見て助言を行うようにしている。

○ 大学生が消費者トラブルに遭った場合、大学内のしかるべき機関に相談がいくということはあるか。

○ 学生のトラブルについては学生支援センターに相談がいくことになっているが、具体的にトラブルの相談があったという報告は受けていない。消費生活センターで作成された中学生用の教材を御紹介いただいたが、大学生のように親元を離れて自分で下宿を始めたタイミングでも消費者教育が必要ではないかと考えたが、いかがか。

△ 平成24年12月に消費者教育推進に関する法律というものが立法され、その中では、幼児期から高齢期になるまで各発達段階に応じて段階的に消費者教育をしていくことになっており、大学生、高校生あるいは小学生に向けての消費者教育の施策も検討中である。「エブリディ消費者！」という中学生用の消費者教育教材は4割の中学校で利用していただいているというアンケート調査もある。

○ 以前、当委員会で取り上げた法教育については、学習指導要領に入ったものの、実際には授業の時間がとりにくいという問題が指摘されているところである。実際にこの教材を使ってどのように消費者教育がされているのか御教示いただきたい。

△ 消費者教育については家庭科の「身近な消費生活と環境」という項目として学習指導要領に組み込まれており、各先生の裁量で、10時間前後の時間で家庭科の授業の中で教材を使用して指導をしていると聞いている。「エブリディ消費者！」は体験実習型のワークブックとなっており、生徒からも好評であると聞いている。また、私立中学校にも教材をお配りしているところ、利用していただいていると聞いている。実際にどのような授業がされているかは詳しくはお伝えできないが、消費生活センターの職員が出前授業をしたこともある。

○ 家庭科で消費者教育をするというのは全国的な取り扱いか。

△ 学習指導要領でそのようになっている。

○ 教材は各都道府県で作成しているのか。

△ 「エブリディ消費者！」については、静岡市で独自に作成したものである。

○ 消費生活についての知識は、高齢になっても使えるものなので、中学生のうちから家庭科の授業で消費生活について学べるというのは本当にいいことだと思う。

○ 裁判所では一人の裁判官がどのくらいの件数の調停事件を担当しているのか。

△ 私の場合だが、現在の担当事件は50件から60件程度だったと思う。調停は時

間がかかるという指摘もあるので、できるだけ早く次回期日を入れるようにしている。

○ 一人でそれだけの件数を担当することは大変ではないのか。

△ 私の場合は訴訟事件を担当していないため、時間配分はしやすいと考えている。

○ ホームローヤー制度について、「かかりつけ弁護士」という言葉を聞くと、かかりつけ医師を思い浮かべるが、これをモデルとしているのか。

△ もとからの発想は、地域のおまわりさんがその地域の担当の交番の電話番号が記載されたシールを持ってきて、電話のところに貼っておいて何かあったら電話してください、というそれと同じようにできないかということから来ている。一つの地区につき任期は2年程度となっており、地域の担当弁護士を覚えていただき、何かあったら電話してもらおうということで、弁護士に対する垣根を低くできないかという取組である。

○ 資料を見るとホームローヤー制度の参加弁護士のうち、45名が修習期が60期から65期の弁護士ということで、若手弁護士が主体となっているように見受けられるが、この制度について研修等は実施しているのか。

△ 運用については説明会を実施したり、詳細なマニュアルを作って配布したりしているが、経験年数等、一定の要件を満たした弁護士のみが参加していることから、個別の相談スキルについては特に研修等は実施していない。

60期から65期は母体となる人数がかなり多いということが若手弁護士の参加人数の多さに影響していると思うが、期が上の弁護士の方にも積極的に参加していただいている。

○ ホームローヤー制度を実施しているのは静岡市のみということだが、今後、静岡県内に広げていく予定はあるか。

△ 現在は、静岡市だけでパイロット的にやってみようという状況である。今後、広げていくとなると弁護士の数が足りるのかという問題がある。これに関しては、現在は一つの自治会に3名の弁護士を置くという手厚い体制をとっているが、需要等を見ながら担当弁護士の数を減らしたり、又は自治会に拘らず、より大きなブロックを定めて弁護士を配置するといったことが考えられる。静岡市内で運用をある程度固めてから、議論しながら範囲を広げていくのが今後の課題である。

○ 現在この制度に参加している弁護士は静岡市内の弁護士のみか。

△ そうである。

△ ホームローヤー制度では、一回20分、電話での法律相談を行うということだが、20分で終われるのか。

△ 相談者に関係資料を見せていただきながら面談をすることによってよりの確な相談ができるのであり、そもそも電話相談自体に限界がある、簡易な入り口の相談を20分でしていただいて、必要があれば事務所で面談をするということが前提となっているため、私としては20分という時間は適切であると考えている。

△ 電話での法律相談では、どのような分野の相談が多いのか。

△ 詳細なデータは持っていないが、消費者問題に限らず、さまざまな分野の相談があると聞いている。

- 消費生活センターの相談専用電話では、どのくらいの相談を受けているのか。相談を受けた場合にはある程度長い時間話を聞くのか。
- △ 相談時間については把握していないが、電話での相談が全体の7割を占めており、場合によっては電話が長くなることもある。ただし、込み入った内容であれば、電話での相談には限界があり、対面で関係資料を確認しながらの相談が必要となる。
- 消費生活センターやホームローヤー制度、裁判所といったいろいろな窓口があるが、突然トラブルに巻き込まれたときにどこにいけばいいのだろうと悩むことになると思う。体の具合が悪ければ我慢せず病院に行くが、トラブルの場合、多少のお金で済むならばと考えると我慢してしまうこともある。そう思わずにきちんと相談ができるよう、関係機関が一緒になって制度の周知をしていただきたいという感想を持った。

2 次回テーマ

次回テーマは、「裁判員裁判」について取り上げることとされた。

3 次回期日

追って調整